

資料

公有水面埋立免許取消請求事件

(2008年10月20日提訴)

第1回公判陳述

(2008年12月2日 山口地方裁判所

陳述人 山戸貞夫)

〒742-1401 山口県熊毛郡上関町大字祝島

上関原発を建てさせない祝島島民の会

TEL 0820-66-2100 FAX 0820-66-2110

郵便振替 01390-4-67782

E-mail iwaishima@gmail.com

上関原発反対運動速報版ホームページ

<http://shimabito.net>

陳 述 書

平成 20 年 12 月 2 日

山口県熊毛郡上関町大字祝島 168-1

山 戸 貞 夫

私は、本訴訟の原告になっている山戸貞夫です。

昭和 25 年 3 月 27 日祝島に生まれ、中学まで島で育ちましたが、高校進学を機に島を離れ、その後大学進学、就職と昭和 60 年 1 月に家族と共に帰郷するまで、本土で生活をしてきました。

帰郷してからは、祝島漁業協同組合（当時）の職員として勤務し、昭和 61 年同漁協の参事、平成元年から山口県漁協に合併した平成 17 年まで同漁協の代表理事組合長（専任）として、漁協運営にたずさわってきました。山口県漁協への合併決定後は、合併組合の支店として移行するための事務処理に囑託職員として移行処理にたずさわり、平成 19 年 4 月末をもって漁協の事務部門から完全に離れ、以降は漁業現業者として、主として許可漁業である『アナゴかご』『雑かご』漁業操業に従事しています。

また、本件につながる上関原発建設計画への関わりについては、私の帰郷する 2 年ほど前に原発問題が浮上し、祝島漁協もすでに圧倒的多数の組合員により反対決議を挙げており、当時から島ぐるみともいえる反対運動が展開されていました。私も、帰郷後その運動に積極的に参加しているうち、昭和 61 年初頭には当時の祝島の反対組織『愛郷一心会』の会長に選任されました。その後反対組織は『上関原発を建てさせない祝島島民の会』と改組されましたが、ここでも代表として選任され現在に至っています。

祝島は、上関原発建設予定地から、約 4 キロという至近距離にある離島で、予定地の目の前に集落があり、現在約 530 人が生活しています。

祝島は、4 年に一度の間隔で 1100 年以上続いている山口県指定無形文化財『神舞』でよく知られています。この祭りは中国地方と九州という地方をまたいで約 40 キロの海を渡る全国的にも例のない祭りであり、平成 16 年度「むらの伝統文化顕彰」農林水産大臣賞を受賞し、18 年には『練塀』という島特有の家屋構造と相まって、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」農林水産大臣認証を受賞しています。今年の『神舞』も祝島にルーツを持っている人びとや島外からの多くの来訪者のもと、厳粛にかつ華やかに実施されました。

また島の産業は、離島の特性とも言えるでしょうが、第一次産業が中心であり、農業は無農薬ピワの生産地として知られています。しかし、やはり経済・生産活動の主軸は漁業であり、多くの島民の生活を支えているのが現状です。

現在、山口県漁協祝島支店（旧祝島漁業協同組合）の構成は、正組合員 74

名准組合員 46 名の計 120 名となっています。

漁法は、まきえ釣り・ながし釣りという一本釣り漁業の業者が圧倒的多数を占めています。そのほか建網、タコツボ、採貝採藻等の漁業権漁業等があげられますが、全て小規模沿岸漁業で、船主船長の形態が多く、かつこれらの漁種の組合員も副次的に一本釣り漁業を盛んに行っております。ちなみに、まきえ釣り漁業を行う組合員の多くは遊漁船業も営んでいる人が多くいます。

祝島漁民の主力漁種である一本釣りは、漁法ゆえの特性として乱獲に至らず、また幼稚子は漁獲対象とならないため、自然と漁場環境を保持し、漁業資源の再生産も可能な漁業となっており、長い祝島の歴史の中で離島島民の生活を支え、保証してきたゆえんとなっています。

その漁場は祝島をはじめ周辺海域各所に点在しており、季節ごとにまた対象魚種ごとに移動していますが、今回の埋立て区域・埋立てに関する工事の施工区域・その周辺海域は、祝島漁民にとってとりわけ秋から冬にかけては最も重要な漁場として、長年にわたり操業し、営漁生活に大きく寄与してきました。

操業形態は個々人が山口県知事名で許可を受けている許可漁業のまきえ釣りまたは自由漁業のながし釣りで、ヤズ（ブリの小型）、マダイ等を漁獲しています。当該海域は、ヤズが主体となりながら、マダイなど他の高級魚種がつれる海域で、このような好漁場は他に探そうと思っても、めったにあるものではありません。

今年も 11 月下旬より、当該埋立て区域・埋立てに関する工事の施行区域・その周辺海域において多数の祝島漁船が操業しています。是非一度確認していただきたいものです。

ちなみに、本年 11 月 27 日、つい先日ですが、当該海域とりわけ第 1 区埋立工事海域およびその近辺海域での漁船の操業実態を確認すると、祝島のまきえ釣り 15 隻、同じくながし釣り 8 隻で、そのほかには四代支店所属と思われる漁船が当初 1 隻でその後もう 1 隻が加わるという状況でした。

ただ、近年は祝島近辺をはじめこの周辺海域も含めて、島外からのプレジャーボートの急増等に伴い、従来の操業秩序が乱れ、相対的に漁獲努力が激化して資源が減少してきたうえに、魚価の低迷の影響を受けて、島民の営漁生活は非常に厳しくなっているのが事実です。漁民は国や県等関係各機関の無能無策の行政に憤りを感じながら、各漁場を時期的に移動しつつ何とか営漁生活を続けているのが現状です。そのような状況の中で、この海域での操業が困難となったり、埋立て等工事の影響で海が汚濁されることは、実質的に漁業で生計を立てることは出来なくなり、一生続けてきた漁業という職業を廃業せざるを得なくなってしまうことにつながります。

その結果として、離島での生活が実際に出来なくなり、今後の生活の展望も潰され、まさに祝島漁民・島民は「離島つぶし」「漁民殺し」の具体的犠牲

者とならざるを得なくなるということにつながります。

今回既に、山口県知事が埋立免許を出した直後、中国電力担当者は「埋立工事は影響が少ない工法で進めるが、全く汚濁がないというわけではない」（08.10.24 付け朝日新聞）と認めています。

また、約 25 年ほど前だったと思いますが、約 35 キロ離れた柳井市に LNG 火力発電所が建設するための埋立工事の際、遠く離れているはずの祝島の南側の磯場が微粒子の泥で埋まり、海藻の死滅を中心に大きな被害がありました。現在では、見た目には現況復帰したように見えますが、以降その海域で育った海藻は質が悪く、現在でもその海藻を加工しても商品にならない（売れない）状態が続いています。

さらに、今回の埋立予定区域は、祝島から約 4 キロという至近距離の地点であり、その影響の大きさ、被害の甚大さはその比ではなく、想像を絶するものがあります。

島で生まれ育ち、島で生きてきた祝島漁民・島民が、今後とも島で生き続け一生を全うするためには、上関原子力発電所及びその建設のための埋立て工事は、どうしても認めるわけにはいかないのです。これは、生存権の問題でもあります。憲法で保障されている基本的人権の尊重は、離島・祝島住民には適用されないのであろうかと、疑問を生じざるを得ません。

山口県知事は、祝島漁民の生活・生存をかけた問いかけ（漁業契約無効確認訴訟）に対して、埋立て免許を出した 10 月 22 日の知事記者会見において、「最高裁で争われているのは、漁業権ではなくて、民間の漁業補償問題についてである」と発言しています。この言葉は祝島漁民の操業する権利すなわち漁業権を全く無視し、島民の心からの訴え、思いを完全に歪曲しているといえようがありません。

しかし、まきえ釣りという漁法を許可し操業の権利を認めたのは当の山口県知事そのものであり、自らが祝島漁民に権利を与えていることをあえて無視するか、忘れておりはしないか、どちらにせよあまりにも無責任すぎます。まきえ釣りの操業許可の範囲は「光市以東山口県内海一円」となっており、現に祝島漁民は今回問題となっている該当海域で、十分すぎるほどの操業実績を持っているのです。

祝島漁民・島民の生活破壊につながる決定を下した山口県知事には、大きな責任があり、県民の安心・安全な生活を守るべき立場を放棄していると言わざるを得ません。

私は、山口県知事に対して、祝島漁民・島民を始め多くの山口県民に対する背信行為を直ちに止め、県民（生活）保護の立場から、あらためて埋立免許を取り消すよう強く求めるものです。